

目 次

第1編 児童福祉法	4
第2編 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	49
第3編 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	75
第4編 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 ...	83
第5編 保育所保育指針	88
第6編 家庭支援専門相談員(その他5職種)の配置について...	101
第7編 児童館ガイドライン	107
第8編 全国ひとり親世帯等調査結果の概要	113
第9編 福祉行政報告例の概況	116
第10編 児童養護施設入所児童等調査結果.....	118

* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。

【ご利用上の注意】

- この資料ダイジェスト版には、子ども家庭福祉に関する資料（法令を含む。以下同じ。）のうち、保育士試験の「子ども家庭福祉」で出題される可能性の高い資料の重要部分が掲載されています。
重要資料ではあるものの、「ポイント集」の記載で必要十分と考えられる資料については、掲載しておりません。
「児童福祉法」で省略されている条文や他の法令をご覧になりたい方は、総務省が運営するサイト「電子政府の総合窓口 e-Gov（イーガブ）」(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)でご覧ください。
- 第4編までの法令の条文の条文番号の後には、【重要度】を示しております。各【重要度】の意味は、以下のとおりです。
【重要度A】：一字一句、数字をできるだけ正確に覚えておきたいもの。
【重要度B】：一字一句を覚えておく必要はないが、重要語句・条文の意味内容・主旨は押さえておきたいもの。
【重要度C】：問題演習などで分からないことが生じたり、細かいことが気になった場合に、少し理解を深めるために見ておけば足り、覚える必要はないもの。
- 本文中の重要箇所はゴシック体（太字）で強調しておりますが、必ずしもその箇所だけが重要ということではなく、メリハリをつけて読みやすくする目的でゴシック体を使用しております。ご自身でマークやアンダーラインをつける際には、ゴシック体部分に拘束される必要はありません。
- この資料ダイジェスト版に掲載されている内容のすべてが重要というわけではありません。
普段の学習では、そのまま第1編から読んでいくということではなく、問題演習などを行っていて触れた資料の重要箇所にマーカーやアンダーラインで色つけをしながら少しずつ資料関連知識を増やしていき、一段落したところで、第1編からまとめて見直す、というご利用方法が、合理的かつ効果的であると考えられます。
- 条文中の①、②・・・は「第1項、第2項・・・」を、一、二・・・は「第1号、第2号・・・」を示すものとします。
- 「平成28年改正児童福祉法の施行に伴う情緒障害短期治療設関係通知の取扱いについて」（平成29年3月31日 厚生労働省通知）【抜粋】
「平成28年6月3日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。）については、既にその一部が施行されているが、平成29年4月1日から全面的に施行され、「情緒障害児短期治療施設」は「児童心理治療施設」に名称を変更することとしている。
このため、既存の厚生省児童家庭局長通知その他の厚生省通知及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知その他の厚生労働省通知について、別途通知が発出されない限り、「情緒障害児短期治療施設」とある部分の適用については、必要な読替えを行った上で、「児童心理治療施設」に対して引き続き適用されるので、御了知の上、貴管内の関係者に対して周知し、その運用に遺漏のないようお願いする。」

第3編 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準【抜粋】

平成26年4月30日厚生労働省令第61号

第1章 総則

第1条（趣旨）【重要度C】

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第2項の**厚生労働省令で定める基準**（以下「**設備運営基準**」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一～四 （省略）
- ② 設備運営基準は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する**家庭的保育事業等**（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「**利用乳幼児**」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「**家庭的保育事業所等**」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第2条（最低基準の目的）【重要度B】

法第34条の16第1項の規定により**市町村が条例で定める基準**（以下「**最低基準**」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

第3条（最低基準の向上）【重要度C】

- ① 市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「**家庭的保育事業者等**」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- ② 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第4条（最低基準と家庭的保育事業者等）【重要度C】

- ① 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- ② 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第5条（家庭的保育事業者等の一般原則）【重要度B】

- ① 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第4章 居宅訪問型保育事業

第37条（居宅訪問型保育事業）【重要度B】

居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- 二 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- 三 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- 四 **母子家庭等**（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育
- 五 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育

第39条（職員）【重要度B】

居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。

第5章 事業所内保育事業

第43条（設備の基準）【重要度C】

事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「**保育所型事業所内保育事業**」という。）を行う事業所（以下「**保育所型事業所内保育事業所**」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（第43条 以下省略）

第44条（職員）【重要度C】

- ① 保育所型事業所内保育事業所には、**保育士**（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、**嘱託医**及び**調理員**を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

第7編 児童館ガイドライン（平成30年10月1日 厚生労働省）

第1章 総則

1 理念

児童館は、**児童の権利に関する条約**（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び**児童福祉法**（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

2 目的

児童館は、**18歳未満のすべての子ども**を対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

3 施設特性

(1) 施設の基本特性

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② 子どもが遊ぶことができる。
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる。
- ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

(2) 児童館における遊び

子どもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。子どもはそれぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。

(3) 児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点である。

① 拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。

子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士が

第8編 平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要【抜粋】

結果の概要

【母子世帯と父子世帯の状況】

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数（推計値）	123.2万世帯 (123.8万世帯)	18.7万世帯 (22.3万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (80.8%) 死別 8.0% (7.5%)	離婚 75.6% (74.3%) 死別 19.0% (16.8%)
3 就業状況	81.8% (80.6%)	85.4% (91.3%)
うち 正規の職員・従業員	44.2% (39.4%)	68.2% (67.2%)
うち 自営業	3.4% (2.6%)	18.2% (15.6%)
うち パート・アルバイト等	43.8% (47.4%)	6.4% (8.0%)
4 平均年間収入 〔母又は父自身の収入〕	243万円 (223万円)	420万円 (380万円)
5 平均年間就労収入 〔母又は父自身の就労収入〕	200万円 (181万円)	398万円 (360万円)
6 平均年間収入 〔同居親族を含む世帯全員の収入〕	348万円 (291万円)	573万円 (455万円)

※ () 内の値は、前回（平成23年度）の調査結果を表している。

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

(1) ひとり親世帯になった理由

～ 母子世帯の約9割は離婚などが理由 ～

- 母子世帯になった理由は、「死別」が8.0%（前回調査7.5%）、離婚などの「生別」が91.1%（同92.5%）となっている。
- 父子世帯になった理由は、「死別」が19.0%（同16.8%）、「生別」が80.0%（同83.2%）となっている。

(2) ひとり親世帯の親と末子の年齢

～ 親・子ともに母子世帯より父子世帯の方が年齢が高い ～

- 調査時点における母子世帯の母の平均年齢は41.1歳（同39.7歳）、父子世帯の父の平均年齢は45.7歳（同44.7歳）となっている。
- 調査時点における末子の平均年齢は、母子世帯で11.3歳（同10.7歳）、父子世帯で12.8歳（同12.3歳）となっている。

第9編 平成29年度福祉行政報告例の概況（平成30年11月21日 厚生労働省）【抜粋・要約】

1 報告の概要

① 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

② 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

③ 利用上の注意

掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

2 結果の概要（「児童福祉関係」のみ抜粋）

(1) 児童相談所における相談の種類別対応件数

平成29年度中の児童相談所における相談の対応件数は466,880件となっている。

相談の種類別にみると、「養護相談」が195,786件（構成割合41.9%）と最も多く、次いで「障害相談」が185,032件（同39.6%）、「育成相談」が43,446件（同9.3%）となっている。

また、「養護相談」の構成割合は年々上昇している。

◆ 児童相談所における相談の種類別対応件数の年次推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総数	391,997	420,128	439,200	457,427	466,880
養護相談	127,252	145,370	162,119	184,314	195,786
構成割合(%)	32.5	34.6	36.9	40.3	41.9
障害相談	172,945	183,506	185,283	185,186	185,032
構成割合(%)	44.1	43.7	42.2	40.5	39.6
育成相談	51,520	50,839	49,978	45,830	43,446
構成割合(%)	13.1	12.1	11.4	10.0	9.3
非行相談	17,020	16,740	15,737	14,398	14,110
構成割合(%)	4.3	4.0	3.6	3.1	3.0
保健相談	2,458	2,317	2,112	1,807	1,842
構成割合(%)	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4
その他の相談	20,802	21,356	23,971	25,937	26,664
構成割合(%)	5.3	5.1	5.5	5.7	5.7